

【さいたま市図書館広告掲示用パネル設置事業】 審査基準

1 書類審査

- (1) 応募書類により、さいたま市図書館広告掲示用パネル設置事業者公募要項の要件を満たしているか審査を行う。
- (2) 要件を満たしているもののみ企画提案書提案会を実施する。

2 面接審査

- (1) 面接により総合的に行う。
- (2) 審査項目及び評価基準については、以下のとおりとする。

審査項目	配点	小項目	評価基準
企画提案	60	企画提案についての優位性	事業の理解度、事業遂行能力
			パネルの見やすさ、わかりやすさ
			事業者独自のオプション、工夫
		維持管理の方針	汚損、破損、落書き防止等の対策
			安全面の配慮、緊急時の対応方法
		広告掲示の運用	広告掲示の運用方法
広告掲示についてのトラブル対応			
広告主の募集方針(市内企業等への配慮など)			
実施体制、業務実績	20	事業者適正	類似業務実績
			経営状況
		実施体制、スケジュール	実施体制
			スケジュール
経済性	20	見積価格	寄贈図書相当額

※評価基準はすべて企画提案書に盛り込んでください。

- (3) 選考方法は以下のとおりとする。
- ・面接の評価の合計点を基に、選考委員会で選考を行う。
 - ・選考の基準点を総合計点の7割の点数とし、基準点に満たない場合は、選考対象外とする。
 - ・応募者がいずれも選考対象外となった場合は、候補者を選考しないものとする。また、候補者が辞退し、他に基準点を満たす者がいなくなった場合も同様とする。
 - ・以下の失格基準に該当する場合は、失格とします。

【失格基準】

- ① 応募資格要件に該当しないことが判明した場合
- ② 応募書類の提出期限の日から協定の締結までの間に応募資格要件に該当しないこととなった場合
- ③ 応募書類に虚偽の記載をした場合